



# 熊本県公報

号外 第 3 5 号

平成 26 年 7 月 7 日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>条 例</b>	
○熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例…… (私学振興課)	3
○熊本県税条例の一部を改正する条例…… (税務課)	3
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例…… ( 〃 )	4
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…… (子ども未来課)	5
○熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例…… (男女参画・協働推進課)	5
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例…… (高校教育課)	11
<b>規 則</b>	
○熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則…… (税務課)	11

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県高校生等修学等支援基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、この基金の一部を処分できることとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 県民税の法人税割の税率を、100分の3.2とすることとした。ただし、平成28年9月30日までの税率については、100分の4(中小法人等に対しては、100分の3.2)とすることとした。(第36条、附則第14条、第15条関係)
- 2 地方法人特別税の税率の引下げに伴い、法人の事業税の税率を次のとおりとすることとした。(附則第18条関係)

##### (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2(改正前100分の1.5)
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2(改正前100分の2.2)
所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3(改正前100分の2.9)

##### (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4(改正前100分の2.7)
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1(改正前100分の4)
所得のうち年800万円を超える金額	100分の6.7(改正前100分の5.3)

##### (3) 特別法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4(改正前100分の2.7)
所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.6(改正前100分の3.6)
特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5(改正前100分の4.3)

## (4) 収入金額課税法人の収入割の税率

収入金額	100分の0.9（改正前100分の0.7）
------	-----------------------

- 3 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置に関し、次に掲げる特種用途車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに被けん引自動車であるものを除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成27年度以後に限る。）に税率のおおむね100分の15を重課する特例措置を講ずることとした。（附則第9条関係）
- (1) ガソリン自動車又はLPG自動車である特種用途車のうち平成15年3月31日までに新車新規登録を受けた特種用途車 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車である特種用途車その他の(1)に掲げる以外の特種用途車のうち平成17年3月31日までに新車新規登録を受けた特種用途車 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- 4 その他規定の整理を行うこととした。（第26条、第37条、第62条の2—第62条の10関係）
- 5 この条例は、平成26年10月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ(1)又は(2)に定める日から施行することとした。
- (1) 3及び4（第62条の2から第62条の10までを削る改正規定に限る。）公布の日
- (2) 4（第62条の2から第62条の10までを削る改正規定を除く。）平成28年4月1日
- 6 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項、第3項関係）

## ◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る商業基盤施設に対する不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を定める規定を削除することとした。（第4条の12関係）
- 2 その他規定の整理を行うこととした。（第1条、第6条—第8条、附則第2項関係）
- 3 この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

## ◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 当分の間、保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる保育所に係る乳児の人数を6人以上から4人以上に変更することとした。（附則第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例

- 1 特定非営利活動法人が指定（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を地方税法第37条の2第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けるために行う申出の申出書及びその添付書類について定めることとした。（第3条関係）
- 2 知事が申出を受けた場合において、指定のために必要な手続を行う基準を定めることとした。（第4条関係）
- 3 申出書を提出した事業年度の初日において合併以後1年を超える期間が経過していない特定非営利活動法人である場合における第3条及び第4条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定めることとした。（第5条関係）
- 4 知事が指定の申出を受けた場合において、指定のために必要な手続を行わない要件を定めることとした。（第6条関係）
- 5 知事は、指定があったとき等においては、申出を行った特定非営利活動法人に対し、通知することとした。（第7条関係）
- 6 指定を受けた特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）と誤認されるおそれのある名称等の使用を制限することとした。（第8条関係）
- 7 指定の有効期間は5年とし、指定の更新に関し必要な手続等を定めることとした。（第9条関係）
- 8 控除対象特定非営利活動法人は、役員の変更、名称の変更等があった場合には、知事に対し届出を行い、知事は、当該届出があった場合において必要があるときには、指定の変更のための必要な手続を行うこととした。（第10条、第11条関係）
- 9 控除対象特定非営利活動法人は、指定の申出書の添付書類及び役員報酬規程等を備え置き、これらの書類を閲覧させなければならないこととした。（第12条関係）
- 10 控除対象特定非営利活動法人は、役員報酬規程等を知事に提出し、知事は、

- 提出を受けた申出書、役員報酬規程等閲覧させ、又は謄写させなければならないこととした。（第 13 条、第 14 条関係）
- 1 1 控除対象特定非営利法人が解散したときは、その清算人は、知事に対し届出を行わなければならないこととした。（第 15 条関係）
  - 1 2 控除対象特定非営利法人は、合併しようとするときは、知事に対し届出を行わなければならないこととした。（第 16 条関係）
  - 1 3 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等に違反している疑いがあると認める場合等は、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、報告を求め、又はその職員に検査させることができることとした。（第 17 条関係）
  - 1 4 知事は、控除対象特定非営利活動法人が第 20 条第 2 項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には勧告を行い、当該控除対象特定非営利活動法人が当該勧告に従わない場合には命令を行うことができることとした。（第 18 条関係）
  - 1 5 知事は、特定非営利活動促進法第 5 条第 1 項に違反すると認めるときは、同項に規定するその他の事業の停止を命ずることができることとした。（第 19 条関係）
  - 1 6 知事が指定の取消しのために必要な手続を行う基準等を定めることとした。（第 20 条関係）
  - 1 7 知事は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、官庁等への照会等を行うことができることとした。（第 21 条関係）
  - 1 8 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。（第 22 条関係）
  - 1 9 この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立荒尾高等学校及び熊本県立南関高等学校を廃止し、熊本県立岱志高等学校を新設することとした。（第 2 条関係）
- 2 熊本県立牛深高等学校、熊本県立河浦高等学校、熊本県立芥明高等学校及び熊本県立芥洋高等学校を廃止し、熊本県立牛深高等学校及び熊本県立天草拓心高等学校を新設することとした。（第 2 条関係）
- 3 この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行することとした。
- 4 改正前の第 2 条の表に規定する熊本県立荒尾高等学校、熊本県立南関高等学校、熊本県立牛深高等学校、熊本県立河浦高等学校、熊本県立芥明高等学校及び熊本県立芥洋高等学校は、改正後の第 2 条の表の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までの間、存続するものとした。（附則第 2 項関係）

条 例

熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 26 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 44 号

- 熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例  
熊本県高校生等修学等支援基金条例（平成 21 年熊本県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。
- 附則第 2 項に見出しとして「（この条例の失効）」を付し、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の 1 項を加える。  
（基金の処分の特例）
- 2 知事は、平成 26 年度に限り、第 6 条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。
- 附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 26 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 45 号

- 熊本県税条例の一部を改正する条例  
熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。
- 第 26 条第 3 項中「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 24 号。以下「施行令」という。）第 7 条の 3 の 5 に定めるもの」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）」に改め、同条第 4 項中「施行

令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）」に改める。

第36条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第37条第4項中「除く。）」の次に「又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第62条の2から第62条の10までを削る。

附則第9条第1項の表第101条第1項第5号アの項及び第101条第1項第5号イの項を次のように改める。

第101条第1項第5号ア	12,000円	13,800円
	27,500円	31,600円
	17,500円	20,100円
	8,500円	9,700円
第101条第1項第5号イ	16,000円	18,400円
	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
	36,000円	41,400円
	23,500円	27,000円
	11,000円	12,600円

附則第14条中「100分の5.8」を「100分の4」に改める。

附則第15条第1項中「5.8分の0.8」を「4分の0.8」に改める。

附則第18条中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第62条の2から第62条の10までを削る改正規定及び附則第9条の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日

(2) 第26条第3項及び第4項並びに第37条第4項の改正規定 平成28年4月1日

（経過措置）

2 改正後の第36条並びに附則第14条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第9条の規定は、平成27年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成26年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第46号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る同法第7条第2項に規定する商業基盤施設を設置した者」を削る。

第4条の8から第4条の12までを次のように改める。  
 第4条の8から第4条の12まで 削除  
 第6条から第8条までの規定中「、第4条の12」を削る。  
 附則第2項中「、第4条の6第1号及び第4条の12第1項第1号」を「及び第4条の6第1号」に改める。  
 附 則  
 この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第30号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成26年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第47号**

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。  
 附則第4条の見出し中「6人」を「4人」に改め、同条中「6人」を「4人」に、「一人」を「1人」に改める。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例をここに公布する。  
 平成26年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第48号**

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例  
 （趣旨）  
 第1条 この条例は、個人の県民税に関する地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項の規定による控除に係る控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。  
 （定義）  
 第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法第37条の2第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。  
 2 この条例において「指定」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を控除対象特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。  
 （指定の申出）  
 第3条 地方税法第37条の2第3項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。  
 (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに設立の年月日  
 (2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要  
 (3) その他知事が必要と認める事項  
 2 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次の各号（当該特定非営利活動法人が知事所轄法人（法第9条の所轄庁が知事である特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）である場合にあつては、第4号から第8号までを除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。  
 (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。第12条第2項第1号において同じ。）  
 (2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（前号及び第4号から第8号までに掲げる書類を除く。）  
 (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類  
 (4) 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書、計算書類（法第27条第3号に規定する計算書類をいう。）及び財産目録  
 (5) 実績判定期間において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの方に関する実績判定期間内の日を含む各事業年度における報酬の有無を記載した名簿  
 (6) 実績判定期間内の日を含む各事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、



族並びにこれらとの規で定める特殊の關係のある者  
 イ 社員の表決権が平等と規則で定めると、監査人の監査を受けていること又は規則で定  
 ウ める会計と簿記及び書類を備え、監査人からその取引を記録し、かつ、当  
 エ 該帳簿及び書類を保存し、明らかなものがあることその他の不適正な経理として  
 (7) 規 則で定める経理が行われていないこと。適合していること。  
 ア 次掲げる活動を行って行ない、及び信者を教化育成すること。  
 (ア) 宗教上の教義を推し進め、儀式行事をし、又はこれに反対すること。  
 (イ) 政治上の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公  
 (ウ) 特定の公職（公職に就いておける者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反  
 職をいう。以下この(ウ)において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする  
 者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反  
 対すること。  
 イ 社員の他の構成員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等  
 以内の親族又はこれらの特定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の  
 ウ 以与え適合していること。事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の  
 準 占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上で  
 エ 実績判定期間において受け入れていた寄附金の額の総額の100分の70以上を特定  
 (8) 非営利活動に係る事業費に充てて報告書等（法第28条第1項に規定する事業報告書  
 等）を法令以下同じ。）を提出し、第6条第3号及び第17条第1項において「法  
 (9) 令等」というのは、法令若しくは条例（以下この(ウ)において同じ。）の違反する事実、偽りその  
 他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がない  
 こと。  
 (10) 前条第1項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日  
 以後1年を超えて期間が経過していること。  
 (11) 実績判定期間において、第6号、第7号ア及びイ、第8号並びに第9号に掲げる  
 基準に適合していること。  
 (合併前2条に規定する活動法人に適用)  
 第5条 人が合併後、当該提出した日以後1年を超えて期間が経過しているもの  
 であつて、必要事項は、規則で定める。  
 (欠格事由)  
 第6条 第4条の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利  
 活動法  
 (1) 役員のうち、次のいずれか第20条第1項第2号、第6号若しくは第7号又  
 ア は第2項各号のいずれかに該当する日以前1年内に当該控除対象特定非営利活  
 はその取消の理由となつた事実があつた日以前1年内に当該控除対象特定非営利活  
 動法人の業務を行う理事であつた者でその取消の効力を生じた日から5年を経過  
 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ  
 た日から5年を経過しない者  
 ウ 法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）  
 又は熊本市条例（平成22年熊本市条例第52号）の規定に違反し、罰  
 金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から  
 5年を経過しない者  
 エ 国税又は地方税に關する法律中、偽りの還付を受け、又はこれらに違反する行為により国税又は地方税を免  
 れ、納付せず、若しくはこれを受けることとなつた日以後1年を超えて期間が経過しない者  
 オ 刑罰法（明治40年法律第45号）第24条第2号、第206条、第208条、第20  
 8条第15号、第226条若しくは第247条の罪を犯した日から5年を経過しない者  
 カ 又は執行を受けることとなつた日以後1年を超えて期間が経過しない者  
 たる暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す  
 る暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構  
 成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員等（  
 (2) 第20条第1項第2号、第6号若しくは第7号又は第2項各号のいずれかに該

- することにより指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
- (3) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
- (6) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 暴力団
  - イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

第7条 知事は、指定があったときはその旨を、指定のために必要な手続を行わないこととしたとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し速やかに書面により通知するものとする。

第8条 控除対象特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。何人も、不名実質をもち、他の控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

第9条 指定の有効期間は、当該指定の効力を生じた日から起算して5年とする。2 指定の有効期間の満了後引き続き控除対象特定非営利活動法人として特定非営利活動法を行おうとする控除対象特定非営利活動法人は、指定の更新を受けなければならない。3 前項の指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。4 第2項の指定に更新を受けようとする控除対象特定非営利活動法人は、規則で定める期間（第20条において「更新申出期間」という。）内に、知事に対し、当該更新の申出をしなければならない。5 第3条、第4条（第10号を除く。）及び第5条から第7条までの規定は、前項の申出について準用する。

第10条 控除対象特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったとき、その役員若しくは住所若しくは居所に変更があったとき、又は定款の変更（名称又は主たる事務所若しくは所在地の変更）に係るものについては、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届出をしなければならない。2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人である場合は、当該届出が、その役員若しくは住所若しくは居所の変更に係るものにあつては法第23条第1項の規定による届出をもって、定款の変更に係るものにあつては法第25条第3項の認証の申請（知事の認証を受けている場合に限る。）又は同条第6項の規定による届出をもって前項の規定による届出に代えることができる。3 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、県内の事務所において、これらの書類を閲覧させなければならない。

第11条 控除対象特定非営利活動法人は、名称又は主たる事務所の所在地に変更があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。2 知事は、前項の規定による届出（次項の規定により当該届出に代える申請又は届出を含む。第14条において同じ。）があつた場合は、指定の変更のために必要な手続を行うものとする。3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人である場合は、当該届出が、名称の変更又は住所若しくは居所の変更（所轄庁の変更を伴うものに限る。）に係るものにあつては法第25条第3項の認証の申請（知事の認証を受けている場合に限る。）をもつて、県内の事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）に係るものにあつては同条第6項の規定による届出をもって、第1項の規定による届出に代えることができる。

第12条 控除対象特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第2号から第6号までに掲げる書類（当該控除対象特定非営利活動法人が知事所轄法人である場合から起算して5年間の事務所に備え置かなければならない。指定の効力を生じた日から起算して5年間の事務所に備え置かなければならない。次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類にあっては翌々事業年度の末日まで）を、第3条第2項第2号から第4号までに掲げる書類にあっては翌々事業年度の末日まで、第2号から第4号までに掲げる書類にあっては翌々事業年度の末日まで、県内の事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の寄附者名簿
- (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程





- るものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (勸告、命令等)
- 第18条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、第20条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勸告をすることができる。
- 2 知事は、前項の勸告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勸告の内容を公表しなければならない。
- 3 知事は、第1項の勸告を書面により行うよう努めなければならない。
- 4 知事は、第1項の勸告を受けたる控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勸告に係る措置を採らなかつたときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勸告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 知事は、前項の規定による命令を書面により行うよう努めなければならない。
- 6 知事は、第4項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- (その他の事業の停止)
- 第19条 知事は、法第5条第1項に規定するその他の事業（以下この項において「その他の事業」という。）を行う控除対象特定非営利活動法人につき、同条第1項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該控除対象特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
- 2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
- (指定の取消しのために必要な手続等)
- 第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。
- (1) 控除対象特定非営利活動法人が第4条第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 控除対象特定非営利活動法人が第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- (3) 控除対象特定非営利活動法人が更新申出期間内に、第9条第4項の申出をしなかつたとき。
- (4) 控除対象特定非営利活動法人が第9条第4項の申出をした場合において、当該控除対象特定非営利活動法人が同条第5項において準用する第4条各号（第1号を除く。）に掲げる基準に適合しないとき。
- (5) 控除対象特定非営利活動法人が第16条第1項の規定により届け出た場合（控除対象特定非営利活動法人が合併後存続する場合に限る。）において、合併後存続する特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条各号（第1号を除く。）に掲げる基準に適合しないとき。
- (6) 正当な理由がなく、控除対象特定非営利活動法人が第18条第4項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (7) 控除対象特定非営利活動法人が偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (8) 控除対象特定非営利活動法人が指定の取消しを申し出たとき。
- (9) 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。
- (1) 法第29条の規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が事業報告書等の提出を怠つたとき。
- (2) 控除対象特定非営利活動法人が第4条第6号、第7号ア若しくはイ又は第9号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第10条第1項、第11条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第10条第3項又は第12条第5項の規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
- (5) 第12条第1項（第16条第2項において準用する場合を含む。）又は第2項から第4項までの規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (6) 第13条の規定に違反して、控除対象特定非営利活動法人が書類の提出を怠つたとき。
- (7) 控除対象特定非営利活動法人が、第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 3 知事は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人（当該

特定非営利活動法人が解散している場合にあつては、その清算人) に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知しなければならない。

(協力依頼)

第21条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第49号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例  
熊本県立学校条例(昭和39年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高等学校の部中	「熊本県立荒尾高等学校	荒尾
	熊本県立南関高等学校	玉名

市	を「熊本県立岱志高等学校	荒尾市
郡南関町		

」に改め、同部熊本県立天草高等学校倉岳校の項の次に次のように加える。

熊本県立牛深高等学校	天草市
------------	-----

第2条の表高等学校の部中	「熊本県立牛深高等学校	天草
	熊本県立上天草高等学校	上天
	熊本県立河浦高等学校	天草

市	を「熊本県立上天草高等学校	上天草市
草市		
市		

」に、	「熊本県立苓明高等学校	天草市
	熊本県立苓洋高等学校	天草郡苓北町

を「	熊本県立天草拓心高等学校	天草市
		天草郡苓北町

」に改める。

附 則

- この条例は、平成26年8月1日から施行する。
- 改正前の第2条の表に規定する熊本県立荒尾高等学校、熊本県立南関高等学校、熊本県立牛深高等学校、熊本県立河浦高等学校、熊本県立苓明高等学校及び熊本県立苓洋高等学校は、改正後の第2条の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間、存続するものとする。

規 則

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第33号

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県税特別措置条例施行規則(昭和39年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「土地について条例第7条」を「土地について条例第7条第1項」に、「別記第3号の3様式。ただし、当該土地に係るものについて条例第7条」を「別記第3号の3様式。ただし、当該土地に係るものについて条例第7条第1項」に改め、「、条例第4条の12第1号の規定により不動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、当該不動産取得税の申告期限までに、不動産取得税不均一課税申請書(別記第3号の8様式。ただし、当該土地に係るものについて条例第7条の規定の適用を受けようとするときにお

いては、不動産取得税不均一課税予定申請書（別記第4号の8様式）とする。）を」を削り、同条第2項中「、当該土地が条例第4条の12第1号の規定の適用を受けられることとなったときは、直ちに不動産取得税不均一課税申請書（別記第3号の8様式）を」を削る。

第4条中「、条例第4条の12第1号」を削り、「個人」を「、個人」に改め、「管轄広域本部長を」の次に「経由して」を加える。

別記第3号の4様式から別記第3号の8様式までを削る。

別記第4号の4様式から別記第4号の8様式までを削る。

附 則

この規則は、熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例（平成26年熊本県条例第46号）の施行の日から施行する。